

富津市学校給食運営委員会議会議録

1 会議の名称	令和4年度第2回富津市学校給食運営委員会議
2 開催日時	令和4年12月16日(金) 15時00分～15時58分
3 開催場所	富津市役所本庁5階 504会議室
4 審議等事項	(1) 富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金の交付について (2) 小中学校給食費無償化事業及び富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給の進捗状況について (3) 公会計化の進捗状況について (4) その他：新共同調理場建設事業の進捗状況について
5 出席者名	(委員) 川名泰、山下秋一郎、諸岡賛陞、田中計、長谷川潤、細谷憲一郎、井坂理恵、鈴木宏美 (事務局) 岡根教育長、平野教育部長、黒川学校教育課長、宮崎学校教育課主幹、池田給食係長、長谷川共同調理場長、鈴木主任主事、金澤主事
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	富津市情報公開条例第23条第 号に該当(理由)
8 傍聴人数	1人(定員5人)
9 所管課	教育部学校教育課給食係 電話 0439(80)1343
10 議会議録(発言の内容)	別紙のとおり

令和4年度第2回富津市学校給食運営委員会議 会議録

発 言 者	発 言 内 容
池田係長	<p>会議に先立ち、令和4年11月18日付けで、富津市議会議員代表の渡辺委員より辞職届けの提出があった。これを受け、議会へ選出の依頼をし、12月14日に諸岡委員が選出された。</p> <p>諸岡委員は初回の会議であるため、自己紹介をお願いします。</p>
諸岡委員	<p style="text-align: center;">【委員自己紹介】</p>
池田係長	<p>令和4年度第2回富津市学校給食運営委員会を開会する。会議を次第により進行する。</p> <p>本日は、委員8名出席のため、富津市学校給食調理場管理運営規則第11条第2項の規定により会議が成立する。</p> <p>本会議の内容については、富津市情報公開条例第23条の規定により公開となる。現在傍聴人は1名である。</p> <p>又、会議の記録のため録音機を使用している。</p>
岡根教育長	<p style="text-align: center;">【教育長挨拶】</p>
池田係長	<p>会議次第3「議題」により進行する。</p> <p>富津市学校給食調理場管理運営規則第11条第1項の規定により委員長が議長となるため、会議の進行をお願いします。</p>
川名委員長	<p>規則に基づき議長を務める。</p> <p>本日の議事録署名人は長谷川委員にお願いします。</p> <p>議題(1)富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金の交付について事務局の説明を求める。</p>
黒川課長	<p>富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金の交付について説明する。</p> <p>本市では、千葉県公立学校給食費無償化支援事業補助金を活用し、多子世帯の経済的負担を軽減するため、市内小中学校に在籍する第3子以降の児童生徒の保護者に対し、令和5年1月分から3月まで第3子以降学校給食費無償化を実施するため、12月富津市議会定例会へ補正予算を計上し、12月14日に可決された。</p> <p>2ページをご覧願いたい。</p> <p>富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金を交付するため、要綱を作成し、12月14日に制定し告示した。</p> <p>この要綱の趣旨として、第1条において、富津市立学校に在籍する児童生徒の学校給食費を負担する多子世帯の経済的負担を軽減することで子育て支援を推進するため、予算の範囲において学校給食費について補助金を交付することに関し、定めたもので</p>

ある。

要綱は、資料の2ページから13ページまでに記載している。
続いて、14ページをご覧ください。

第3子以降学校給食費無償化事業に関する手続きの流れに沿って説明する。

なお、12月15日に、学校を通じ保護者へパンフレットを配布している。

15、16ページをご覧ください。

これは令和4年度第3子以降学校給食費無償化事業についてのおしらせとして、各小中学校児童生徒全員配布用のパンフレットとして作成したもので、昨日15日、各学校へ配布を依頼した。

無償化の対象となる保護者として、以下の①から④をすべて満たしている保護者が、無償化の対象となる。

- ① 子を3人以上扶養していること。
- ② ①の子のうち、上から第3番目以降の子が富津市立小中学校で給食の提供を受けていること。
- ③ 国、県及び市町村の補助制度等により、学校給食費の全額補助を受けていないこと。
- ④ 市税及び学校給食費に滞納が無いこと。

と定めている。

無償化対象者の例をご覧ください。

例1として、第1子・第2子が被扶養者で第3子・第4子が富津市立小中学生であり、給食の提供を受けている場合は、第3子、第4子が無償化の対象となる。

例2として、第1子が就労者、第2子が16歳被扶養者、第3子・第4子が富津市立小中学生で給食の提供を受けている場合は、第1子は、就労しており扶養から外れ、第2子から第1子目とカウントするので、第3子の中学生は、第2子目と数えるため対象外となり、第4子の富津市立小学生が無償化の対象となる。

このことから、扶養している子の中でカウントするため、兄弟の3番目であっても第1子・第2子の就労状況によって無償化の対象外ということになる。

14ページへ戻る。

12月20日に、市から対象者へ申請書を送付する。

住民基本台帳宛名システムから抽出した3人以上の子がいる世帯で、なおかつ子に小中学生がいる世帯を抽出し、対象者として申請書類を郵送する。

17ページをご覧ください。

第3子以降学校給食費無償化事業の手続きについての資料は、対象の世帯に送付する資料となる。

申請の手順は、以下の通りである。

なお、令和4年度分については、年度途中での申請となるため、1月から3月分の給食費を納付いただき、負担した額を補助する

方法となっている。

19 ページをご覧願いたい。

富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金に関する手続きの流れを示した資料で、交付決定通知書と一緒に送付する資料である。

20 ページをご覧願いたい。

こちらは、富津市第3子以降学校給食費無償化事業交付金申請書（同意書）の書き方見本である。

21 ページをご覧願いたい。

申請書の裏面に扶養を証明する書類として、対象者以外の扶養している子の健康保険証の写しを添付書類としている。

19 ページをご覧願いたい。

申請の締切日は、令和5年1月20日までである。

提出先は、学校教育課給食係まで郵送又は持参により保護者からの提出を依頼する。

2月15日までに、申請書を元に扶養状況の確認し、補助金の交付決定を行い、交付決定（不決定）通知書を送付する。交付決定者へ実績報告書及び補助金交付請求書と、19ページの資料を送付する予定である。

3月下旬、実績報告書及び補助金交付請求書の提出受付を開始し、3月31日に2月・3月分学校給食費口座引落日となる。

4月7日、実績報告書と補助金交付請求書の提出締切日、4月10日、給食費と市税の納付確認後、実績報告書と補助金交付請求書を提出された保護者へ補助金交付確定通知書を送付する予定である。

5月2日から11日までに保護者から提出された請求書を元に、5月31日までに指定された口座へ補助金を振り込むこととなる。

以上が、手続きの流れである。

続いて23ページをご覧願いたい。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について説明する。

富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付要綱を制定したことに伴い、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の中に、「富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付要綱に基づく事務に関すること」を追加することにより、教育委員会で事務を行うために一部改正するものである。

24 ページの新旧対照表、改正案をご覧願いたい。「(11) 富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給要綱に基づく事務に関すること」の次に、25 ページに記載の「(12) 富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付要綱に基づく事務に関すること」を追加した。

説明は以上となる。

川名委員長	<p>事務局の説明が終了した。質問又は意見等があれば挙手いただきたい。</p> <p>長い説明であったため、一度確認する時間を設ける。</p>
黒川課長	<p>わかりづらいと思うが、年度途中に開始するものになるため、一度すべて給食費を収めていただき、納付が確認できた方から5月31日までに補助金として返金するという形になっている。</p>
諸岡委員	<p>今回については仕方ないところだが、支払った金額は市が把握できているにも関わらず、補助金交付申請の請求書を提出する手続きが発生するというのは保護者の負担であるため、今後は手続きの簡素化を考えていただきたい。</p>
池田係長	<p>今回は年度途中の開始であったことからこのような対応となっている。近隣市では木更津市が富津市と同様に補助金の交付申請を元に給付する形をとっている。</p> <p>令和5年度以降は条例等を改正し、減免方式をとることで、口座から給食費を引き落とさないというような形を検討している。そのため、申請の手続きは今年度のみということ想定している。</p>
平野部長	<p>補足すると、現行の規則制度が前もって減額するといった措置ができるようになっていないため、このような対応となっている。次年度は減免といった形にできるよう制度設計を行い、条例改正をして対応するという事としている。</p>
川名委員長	<p>家計に余裕があり給付は不要だという家庭が出てくる心配はないか。</p>
平野部長	<p>申請主義に基づき実施するため、そういった家庭があった場合は申請がないという可能性もある。</p>
川名委員長	<p>他に意見や質問が無いため、富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金の交付について、このとおり進めるということで良いか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
川名委員長	<p>続いて、議題(2)小中学校給食費無償化事業及び富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金の進捗状況について、事務局の説明を求める。</p>

池田係長	<p>小中学校給食費無償化事業及び富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給の進捗状況について説明する。27ページをご覧ください。</p> <p>原油価格・物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内小中学校児童生徒の給食費について、2学期分9月から12月までの学校給食費を無償化した。</p> <p>また、無償化の対象とならない富津市在住で市外の小中学校等に通学する児童生徒及びアレルギーや長期欠席していることで給食の一部又は全部を喫食していない児童生徒について、無償化相当額の給付金を支給するため富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給要綱を制定したものである。</p> <p>36ページをご覧ください。</p> <p>富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給についての概要となり、給付金対象者へ送付した資料である。支給対象期間は、令和4年9月1日から令和4年12月31日までとなっている。</p> <p>給付金の対象者は、富津市学校給食費無償化の対象とならなかった児童及び生徒のうち、以下の①から③に該当し、かつ④を満たす場合となる。</p> <p>①富津市に在住で、富津市外の小中学校又は中学校に在籍している。</p> <p>②富津市に在住で、特別支援学校の小学部又は中学部に在籍している。</p> <p>③欠席、アレルギー等の理由で学校給食を喫食できないことにより学校給食費の全部及び一部を支払っていない。</p> <p>④生活保護による教育扶助の支給を受けていない、又は他の制度により学校給食費の免除を受けていない。</p> <p>これらの場合が支給対象者となる。</p> <p>給付金の額は、富津市学校給食費月額を上限とし、支給対象期間である9月から12月の月数を乗じて支給する。</p> <p>37ページをご覧ください。</p> <p>給付金の申請手順は、</p> <p>①通学している学校へ「給食費支払状況確認書」の記入を依頼し、学校長から給食費の支払状況の記入及び在学の証明を取得する。</p> <p>②富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給申請書を記入する。</p> <p>③申請者（保護者等）の運転免許証等本人確認書類の写しを添付する。</p> <p>④振込口座のわかる通帳又はキャッシュカードの写しを添付し、学校教育課給食係まで郵送又は直接持参により提出する。</p> <p>31ページをご覧ください。</p>
------	--

富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金申請書兼請求書である。

32 ページをご覧願いたい。

支払状況確認書の様式であり、申請時の添付書類として提出するものとなる。

学校給食の有無や補助制度の利用状況等を確認する書類であり、学校長から証明いただく書類となる。

35 ページをご覧願いたい。

9月30日付にて市外の私立、特別支援学校に就学している児童生徒の学校長と木更津市教育委員会に対し、給付金支給に伴う給食費支払状況確認書を交付するよう文書にて依頼を行った。

私立6校、特別支援学校5校、県立1校、木更津市教育委員会3校の計15校へ依頼した。

10月20日に給付金対象者へ富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給の申請について通知を行った。

送付者の内訳は、市外の通学者65名、市内のアレルギー対応者及び欠席者36名、合計で101名の方へ申請書を送付した。

申請書受付期間は、令和5年1月4日から令和5年2月28日までとなる。申請が行われなかった場合等の取扱いとしては、29ページをご覧願いたい。

第8条（申請が行われなかった場合等の取扱い）として、「支給対象者から申請期間内に申請書の提出が行われなかった場合は、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。」と規定している。

35 ページをご覧願いたい。

給付金の支給については、富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金申請書兼請求書と給食費支払状況確認書の提出後、内容を審査し、富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給決定通知書を送付し、指定された口座へ振込みを行う。

給付金支給は、5月31日の出納閉鎖期間までとしている。

説明は以上である。

川名委員長

事務局の説明が終了した。質問又は意見等があれば挙手いただきたい。

簡単にまとめていただいてもよいか。

池田係長

2学期の無償化は国の臨時交付金を活用しており、市内小中学校の児童生徒には給食費の無償化とした。市内在住であるが市外の小中学校に就学していること又は市内小中学校に就学していてもアレルギー対応等で給食を食べていないことで無償化の対象外であった児童生徒には、給食費相当額を給付金として支給するものとなる。

川名委員長	2学期はすべての児童生徒が対象ということ、今後行うのは市外に就学している等、2学期分が無償化とならなかった方へ補助を行うということか。
池田補佐	そのとおりである。
黒川課長	<p>子育て支援及び物価高騰対応として、市に住所がある家庭に対して支援していこうという形のものになる。</p> <p>この補助金に関しては、他の市より当市の方が手厚く行っている部分となる。給食を食べていない子は無償化の恩恵を受けられないことから、差が発生しないように給食費相当額を支給することとしている。</p>
川名委員長	他に質問や意見などはあるか。
長谷川委員	<p>基本的には保護者が申請し、認められた場合には決定通知書を送付すると思うが、第4号様式が不支給通知書であることから、何らかの理由により申請したにもかかわらず不支給になる場合があると思われる。この場合の理由はどんなものが考えられるのか。</p>
平野部長	<p>既に示されている木更津市教育委員会や特別支援学校、私立学校には周知をしたところであるが、例えば君津市は、君津市立学校に通っているすべての児童生徒へ支給をすることとなっており、君津市と富津市に重複して申請をされた場合、富津市分は適用されないこととなる。あくまで事例ではあるが、君津市立学校に富津市の児童生徒が就学している場合、そのような対応となるため、イメージとしてはこういった例がある。</p>
田中委員	申請について通知をする人数が記載されているが、富津市として対象者を把握しているということで良いか。
池田係長	そのとおりである。
田中委員	<p>第2号様式により学校長の証明が必要とされているが、そこまで行う必要があるのか。申請書を送付した時点で、こちらは対象者であるとわかるが、学校長に求めている内容はすでに把握している内容ではないか。それをわざわざもう一度行うのは何か意味があるのか。</p>
池田補佐	<p>確認事項として、私立等に通学している場合、学校給食の有無や金額が学校ごとに異なり、また特別支援学校の場合は国からの</p>

	補助の有無があり、これらは市で把握できないものである。
平野部長	市外に通学している方が申請する場合、その市の教育委員会若しくは学校長が判断し、その確認を取ることとなり、市内の場合は内部での確認だけで良いが、市外や県立、私立の場合は、状況の把握が市内部ではできないため、証明をお願いする形である。
諸岡委員	学校長というのは富津市ではなく、私立等のことか。
平野部長	そのとおりである。私立や県立、特別支援学校及び他市の市立学校のことである。
池田係長	市内の児童生徒については富津市教育委員会が把握しているため、不要としている。
岡根教育長	確認が不要との意見もあるが、再確認の上で厳密に行っていきたいと考えている。
川名委員長	簡素化したほうが良いとの考えでよいか。
田中委員	よい。 これは、時期としては近隣4市一斉に行われているのか、それとも時間差があるものなのか。 また、富津市独自で行い、制度をアレンジするにあたって許容されている部分を教えてもらいたい。
平野部長	市によって、国の交付金を使用しているところは変わらないが、給付される給食費の金額等が異なっている。開始のタイミング等は特に精査していないが、各市で異なる場合もあると思う。 国の補助金の使い方が若干違うということも考えられる。当市の場合は給食費無償化に使用したが、間口をもっと広げて対応している自治体や、給食費無償化に使用しないといった場合もある。
田中委員	これは国からやってもよいということだ始めたということだと思うが、そのよいという幅がどうなっているのか。日本全国、各県で行われているということだ、どういった内容まで支援してよいということになっているのか。
平野部長	コロナ対策の対応の一環であり、交付金制度の要件として、給食費の無償化に活用してよいということになっている。対象自体は全国同一であるが、この交付金の使い方、出し方というのは、自治体によって違いがある部分となっている。

川名委員長	<p>他に意見や質問が無いため、小中学校給食費無償化事業に関しては12月で終了とし、富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金の進捗状況については今後このまま進めるということで良いか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
川名委員長	<p>続いて、議題(3)公会計化の進捗状況について、事務局の説明を求める。</p>
池田係長	<p>公会計化の進捗状況について説明する。</p> <p>36ページをご覧願いたい。令和4年9月1日から公会計化に伴い、学校給食費の徴収・管理を学校から市へ移管し、市が一括管理することとしたため、5月20日に徴収方法の変更及び口座振替手続きのお願いを市内小中学校児童生徒の保護者に対し通知したところである。</p> <p>その結果として、38ページが11月15日現在における学校給食費の口座振替依頼書の提出状況である。</p> <p>2学期は無償化期間となり、公会計化になってから一度も振替を行っていないが、1月分の給食費を2月末に口座引落しするにあたり、振替依頼書の未提出者のうち、準要保護受給者を除く188名に対し、11月30日に口座振替依頼書を再送付した。</p> <p>2月末の徴収開始までに回収率が向上するよう努めていく。説明は以上である。</p>
川名委員長	<p>事務局の説明が終了した。質問又は意見等があれば挙手いただきたい。</p>
田中委員	<p>無償化は大変ありがたいことである。</p> <p>選挙等で話題になるが、学校給食の無償化を常時行うという公約を挙げている政党もあり、やればできるのではないかという声が保護者から出てくることで滞納が増える等の影響が考えられ、又今後も無償化を継続してほしいという声が増える不安や期待があるが、その辺りはどのように考えているのか。</p>
岡根教育長	<p>市としてもできればやりたいとは思っている。</p> <p>ただ、年間1億3千万程度かかる見込みであり、これが毎年発生するとなると捻出するのは難しいところである。</p> <p>新聞等を見ると、これは国がある程度は保証していかなければならない制度の一つではないかという意見もある。しかし、国はできない、千葉県も知事が明言をして県と市町村が半分ずつの負担でやっていくという話で動いている。</p>

<p>山下副委員長</p>	<p>委員からの意見があったように、そういった社会的な流れがかなり進んでいるような状況があるが、それぞれの自治体の財政状況も含め、検討課題になっていることがまた大きな一つのハードルであると思う。これは国の動向などを見ながら、市町村も判断していくものであると考えている。</p>
<p>川名委員長</p>	<p>学校の保護者は、今はまだ無償化継続の声は聞こえないものの、お金を払わない時期が続くと当然その後も継続を、という声は後から出てくると思う。</p> <p>無償化になれば安心して子供も学校に行ける。</p> <p>しかし、全額無償化を継続していくことが難しいというのは確かだと思うので、10 か月分納付した人は残り2 か月分を無償化する、といったことがあれば未納が少なくなる場面もあるかもしれない。納付済みであることを条件に、無償の期間を1月ずつ伸ばしていき、最後は8月を除いた11 か月分を無償化、といった感じに努力していただくと保護者はとても助かると思う。</p> <p>他に意見が無いため、公会計化の進捗状況については引き続き慎重に進めていただくということによろしいか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
<p>川名委員長</p>	<p>議事が3点終了したが、他に事務局又は委員からの協議事項はないか。</p> <p>協議事項が無いため、(4) その他のうち、新共同調理場建設事業の進捗状況について事務局から説明を求める。</p>
<p>宮崎主幹</p>	<p>新共同調理場建設事業の進捗状況について説明する。</p> <p>令和4年8月5日の第1回給食運営委員会で、富津市学校給食共同調理場基本設計の概要説明をしたが、その後の進捗状況について説明するものである。</p> <p>新共同調理場の設計については、令和3年3月に策定された「富津市学校給食共同調理場整備基本計画」に基づき、令和4年3月に基本設計がまとまった。</p> <p>現在は、その基本設計に基づき実施設計を進めている。</p> <p>また、実施設計においては基本設計で検討された事項について大きな変更点もなく、令和5年3月の完了に向けて順調に進んでいる。</p> <p>新共同調理場の建設予定地には、打越遺跡が存在しており、現在埋蔵文化財の発掘調査を実施し、12月末までには発掘調査が完了の予定である。</p> <p>打越遺跡は、昭和62年5月から昭和63年10月にかけて、富津市役所庁舎建設に伴い約13,000㎡の発掘調査が実施されてい</p>

	<p>る。この結果、弥生時代後期から古墳時代前期の集落跡の存在が明らかになり、竪穴住居跡 319 件、掘立柱建物跡 1 棟、土坑、溝などの調査が行われた。今回は 2 期発掘調査として約 3,500 m²の発掘調査を実施し、前回調査と同様に住居跡、土器、溝等が発見されている。今後は発掘調査報告書にまとめられ図書館等で見ることができるよう考えている。</p> <p>次に令和 5 年 1 月からは、建設予定地の敷地造成工事を実施し 7 月末までの完了を予定している。</p> <p>工事内容は、建設予定地内に盛土されている土を、他の現場で使用するために搬出を行い、現在の地盤面より 2 m ほど低くするとともに、消防防災センター側への擁壁の設置、排水施設の整備を実施する。</p> <p>敷地造成工事完了後、令和 5 年 10 月に新共同調理場の建設に着手し、令和 6 年 12 月の完成を予定している。</p> <p>令和 7 年 1 月からは新調理場の開場準備を進め、令和 7 年 4 月から給食を提供することを目指している。</p> <p>新共同調理場建設事業の進捗状況についての説明は以上である。</p>
川名委員長	<p>事務局の説明が終了した。質問又は意見等があれば挙手いただきたい。</p>
諸岡委員	<p>冒頭の教育長挨拶でもあったが、物価高騰等により今後建設費が上がるが見込まれ、また当初予算よりも増えているように思う。お願いにはなるが、早めに、試算の範囲で対応する形をとっていただきたい。</p>
宮崎主幹	<p>現在検討している。</p> <p>基本設計の中で検討してあることから、ほぼ実施設計に大きな変更はない。</p> <p>単純な金額の増については、昨今の物価上昇の影響をそのまま受けている状態であるため、なるべく早い時期に進めるように考えている。</p>
川名委員長	<p>現時点では順調にスケジュールに則って進んでいるのか。</p>
宮崎主幹	<p>全体スケジュールを立てており、今現在、遅れることなく順調に進んでいる。</p>
鈴木委員	<p>細やかな対応をありがたく思う。</p> <p>聞き逃した点の確認となるが、新しい調理場の稼働はいつからになるのか。</p>

宮崎主幹	令和7年4月に調理場の開場を目指している。
鈴木委員	<p>前回の会議の際に、令和5年3月から着工と聞いた気がするが、先ほど3月までに完了する、と言っていたものは、これは3月までに出来上がるという認識でよいのか。</p>
宮崎主幹	<p>令和5年3月に完了するというのは、実施設計が完了するという事で、建物を作るための図面を作成しているところである。設計がすべて完了する時期が令和5年3月であり、その後工事を発注し、建物を作っていくという流れになる。</p> <p>工事が完了するのは令和6年の12月末を予定しており、令和7年1月から3月の期間に調理場を動かすための準備を行い、4月からの開場を目指すというのが大体のスケジュールになる。</p>
川名委員長	<p>順調に進んでいるようで、楽しみである。</p> <p>他に意見や質問が無いため、新共同調理場建設事業の進捗状況について、今後もお願いしたいと思う。</p> <p>それでは、この他に事務局から連絡事項等はあるか。</p>
黒川課長	事務局からの説明はない。
川名委員長	<p>委員からこの場で協議したいことがあるか。</p> <p>特に無いため、以上で本日の議事はすべて終了した。</p>
池田係長	令和4年度第2回富津市学校給食運営委員会を閉会する。